10	［略］
11	［略］
12	［略］
13	［略］
14	［略］
15	［略］
16	［略］
17	［略］

（企画官等）

第六条　企業開示課に、企画官三人、開示企画調整官一人、企業財務調査官一人、主任会計専門官一人及び国際会計調整官一人を置く。

［2～6　略］

（リスク管理検査室等及び検査企画官等）

第七条　総務課に、リスク管理検査室及び情報・分析室並びに検査企画官一人、研修指導官一人、研修相談官一人、資料情報調査官二人、情報分析官一人、主任統括検査官九人（うち一人は、関係ある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）、統括検査官六人以内、特別検査官三十二人以内、主任専門検査官一人、専門検査官四十四人以内及び金融証券検査官三百八十四人以内を置く。

［2～16　略］

（資産運用室及び証券監督専門官）

第十条の二　証券課に、資産運用室及び証券監督専門官一人を置く。

［2・3　略］

4　証券監督専門官は、命を受けて、証券課の所掌事務のうち令第二十三条第一項第一号に掲げる者の経営管理、法令その他の規則の遵守及びリスクの管理に関する専門的事項に係る事務に従事する。

（総括調整官等）

第十八条　委員会の事務局に、総括調整官一人、主任情報技術専門官一人、情報技術専門官三人、主任証券取引審査官五人以内、証券取引審査官四十八人以内、インターネット審査官七人以内、主任国際専門審査官一人、国際専門審査官四人、統括検査官六人以内、特別検査官二十一人以内、専門検査官十四人以内、証券検査官百五十八人以内、統括調査官三人以内、総括証券調査官二人以内、主任証券調査官十六人以内、証券調査審理官一人、証券調査官百八十四人以内、証券調査指導官二人（検察官をもって充てるものとする。）、特別調査管理官一人（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）、統括特別調査官三人以内、主任証券取引特別調査官十五人以内、証券取引特別調査官三百二十一人以内、主任国際専門調査官一人及び国際専門調査官二人を置く。

［2～25　略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

6	［同上］
7	［同上］
8	［同上］
9	［同上］
10	［同上］
11	［同上］
12	［同上］
13	［同上］

（企画官等）

第六条　企業開示課に、企画官二人、開示企画調整官一人、企業財務調査官一人、主任会計専門官一人及び国際会計調整官一人を置く。

［2～6　同上］

（リスク管理検査室等及び検査企画官等）

第七条　総務課に、リスク管理検査室及び情報・分析室並びに検査企画官一人、研修指導官一人、研修相談官一人、資料情報調査官二人、情報分析官一人、主任統括検査官九人、統括検査官六人以内、特別検査官三十二人以内、主任専門検査官一人、専門検査官四十四人以内及び金融証券検査官三百八十人以内を置く。

［2～16　同上］

（資産運用室及び証券監督調整官）

第十条の二　証券課に、資産運用室及び証券監督調整官一人を置く。

［2・3　同上］

4　証券監督調整官は、命を受けて、証券課の所掌事務のうち重要事項についての調整に関する事務に従事する。

（総括調整官等）

第十八条　委員会の事務局に、総括調整官一人、主任情報技術専門官一人、情報技術専門官三人、主任証券取引審査官五人以内、証券取引審査官四十六人以内、インターネット審査官七人以内、主任国際専門審査官一人、国際専門審査官四人、統括検査官七人以内、特別検査官二十一人以内、専門検査官十五人以内、証券検査官百五十九人以内、統括調査官三人以内、総括証券調査官二人以内、主任証券調査官十六人以内、証券調査審理官一人、証券調査官百八十六人以内、証券調査指導官二人（検察官をもって充てるものとする。）、特別調査管理官一人（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）、統括特別調査官三人以内、主任証券取引特別調査官十五人以内、証券取引特別調査官三百二十一人以内、主任国際専門調査官一人及び国際専門調査官二人を置く。

［2～25　同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この府令は、平成二十九年七月一日から施行する。

○内閣府令第三十七号

個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第五章の規定及び個人情報保護委員会事務局組織令（平成二十七年政令第四百三十四号）を実施するため、個人情報保護委員会事務局組織規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十九年六月三十日　内閣総理大臣　安倍　晋三

個人情報保護委員会事務局組織規則の一部を改正する内閣府令

個人情報保護委員会事務局組織規則（平成二十七年内閣府令第七十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（企画官） **第二条**　個人情報保護委員会の事務局に、企画官六人を置く。 2　［略］	（企画官） **第二条**　個人情報保護委員会の事務局に、企画官四人を置く。 2　［同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この府令は、平成二十九年七月一日から施行する。